情報の閲覧・出力

事業者は、自社に所属する技能者の情報を技能者本人と同様に閲覧が可能で、技能者が入場中の現場にあっては工事期間中の情報に限り元請・上位事業者も閲覧が可能となります。他の事業者に対しては、技能者と所属事業者が認めた情報に限って閲覧を認めることが可能で、自社の施工力をアピールする目的などで活用できます。

施工体制台帳（イメージ）

元請会社名 建設業許可	元請の事業者情報を反映	監督員等		下請負人に関する事項	
				下請会社名 建設業許可	下請の事業者情報を反映
		社会保険等の加入情報	元請の事業者情報を反映	現場代理人等	
工事内容等	現場情報を反映			社会保険等の加入情報	下請の事業者情報を反映

作業員名簿（イメージ）

氏名	職種	生年月日・現住所等	健康診断	社会保険	資格	受入教育日

技能者情報を反映

建設キャリアアップシステムがめざすもの

技能者一人ひとりについて日々の就業履歴とともに、資格取得など技能研鑽の記録をシステムに蓄積し、最終的にはそれぞれの技能者の評価が適切に行われ、処遇の改善に結びつけること、さらには人材育成に努め、優秀な技能者をかかえる専門工事業者の施工能力を見えるようにすること、また本システムが人材の育成評価に係る横断的な仕組みとなることをめざしています。

登録した情報の取扱い

システムに登録した情報は、所属事業者のほか、技能者本人が入場している現場の元請事業者や上位下請事業者に共有されます。またシステムに登録したそのほかの事業者には開示の制限ができます。

個人情報の保護

登録いただいた技能者の情報は、建設業振興基金の個人情報に関する保護方針（利用目的、共同利用など）と法律を遵守し適切に取り扱います。なお、本人と所属する事業者の同意がない限り、その他の事業者は技能者の情報を閲覧できませんが、本人が就業している現場の元請や上位の下請事業者は閲覧できます。

ホームページで具体的な申請方法など様々な情報を公開しています。また、広報ツールを充実させ順次公開していきますので、最新情報のチェックもこちらからどうぞ。

http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccus/

システムの運営について

建設業団体、関係行政機関などで構成された建設キャリアアップシステム運営協議会にて本システムの構築及び運営に向けた具体的な検討を行い、建設業振興基金が運営していきます。

協議会構成員

国土交通省 / 厚生労働省 /（一財）建設業振興基金 /
（一社）日本建設業連合会 /（一社）全国建設業協会 /（一社）全国中小建設業協会 /
（一社）建設産業専門団体連合会 /（一社）日本空調衛生工事業協会 /
（一社）日本電設工業協会 /（一社）住宅生産団体連合会 / 全国建設労働組合総連合
【オブザーバー】東日本建設業保証（株）/ 西日本建設業保証（株）/
北海道建設業信用保証（株）/（一社）全国建設産業団体連合会 /
（独）勤労者退職金共済機構

19-0401

現場運用編

建設業の今とこれからをみんなで支える

CCUS 建設キャリアアップシステム

技能者の処遇改善をめざして 2019年度より本運用開始！

全国で現場の登録と就業履歴の蓄積が可能になります

技能者の就業履歴を蓄積するために、元請事業者による現場・契約情報の登録、元請事業者と下請事業者が連携して行う施工体制の登録、カードリーダー等の機器を現場に設置するなど準備をお願いします。

システムの利用には事業者、技能者の登録が必要です

システムへの登録

技能者

事業者

技能者にカードが交付されます

登録はインターネット・郵送・窓口で、技能者・事業者の同意を受けた事業者による代行申請も可能です

現場の登録と就業履歴の蓄積

カードリーダーでカードを読み取り、就業履歴を蓄積します

登録した資格情報や社会保険加入状況、蓄積した就業履歴が閲覧できます

現場を登録しカードリーダーを設置します

●現場の登録 ●施工体制の登録 ●カードリーダーの設置

登録申請用紙は窓口で配布のほかインターネットでもお取り寄せできます。お近くの窓口はホームページでご確認ください。

事業者の登録申請3つの方法

- **インターネット申請**：建設キャリアアップシステムホームページからの登録申請
- **郵送申請**：記入済の登録申請書を専用封筒に封入して郵送
- **窓口申請**：記入済の登録申請書を直接窓口に持参

→ 登録料のお支払

事業者登録の登録料は、資本金によって異なります。建設業振興基金から、お支払の案内を送付します。

→ 事業者ID発行（登録完了）

技能者の登録申請3つの方法

- **インターネット申請**：建設キャリアアップシステムホームページからの登録申請 → 登録料のお支払
- 登録料のお支払 → **郵送申請**：記入済の登録申請書を専用封筒に封入して郵送
- 登録料のお支払 → **窓口申請**：記入済の登録申請書を直接窓口に持参

→ 技能者ID、カード発行（登録完了）

※それぞれ技能者又は事業者から同意を得た事業者が、本人又は他の事業者に代わり、代行申請する事ができます。

一般財団法人 建設業振興基金
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号　虎ノ門4丁目MTビル2号館
詳しくは建設キャリアアップシステムのホームページをご覧ください。

建設キャリアアップシステム
お問い合わせセンター ☎03-6386-3725

就業履歴の蓄積には、現場と施工体制、作業内容の事前登録が必要です

事業者

●元請事業者は登録した現場の施工体制を登録

元請事業者は自社が登録した現場に対して施工体制（元請↔一次）を登録します。現場ごとに直近上位事業者から下位事業者へ要請し、下位事業者が承認することで施工体制への登録が完了します。登録方法は「運用マニュアル第５章」をご参照ください。

現場運用マニュアルの最新版はホームページから入手できます。

●施工体制に現場に従事する技能者と下位事業者を順次登録

施工体制に登録された下請事業者は、施工体制に自社の技能者（作業員名簿）と下請事業者を順次登録します。その際に、技能者の職種や立場（職長・主任技術者など）、作業内容をあらかじめ登録しておくことで、将来の技能評価に役立つ、より具体的な就業履歴が蓄積されます。

※応援や短期の現場でも技能者の就業履歴が蓄積できるよう、施工体制への登録をお願いします。

元請事業者

現場の登録

現場・契約情報は、元請事業者の管理者IDを有する方が登録します。就業履歴および施工体制は、「現場名」に対応する「現場ID」に関連付けられます。

カードリーダーの設置

元請事業者（現場担当者）は現場に、インターネット接続環境、就業履歴登録アプリ「建レコ」をインストールした機器、カードリーダーを準備してください。

現場管理の効率化

- ●社会保険加入状況などの確認の効率化
- ●書類作成の簡素化・合理化
- ●建設業退職金共済制度（証紙交付等）事務の効率化

技能者

●就業履歴の登録

カードリーダーが設置されている現場で、技能者は自身の建設キャリアアップカードをカードリーダーにかざして就業履歴を蓄積します。現場により入場と退場を選択する場合もあります。

インターネット接続環境や機器を設置できない現場では、技能者または技能者が所属する事業者がシステムに直接、就業履歴を入力することも可能です。その場合は、元請事業者による就業履歴の承認が必要になります。

就業履歴

- ●技能や経験の簡易で客観的な蓄積

建設キャリアアップカードをカードリーダーにかざすだけで、どこの現場でも共通のルールで自動的に就業履歴を蓄積できます。

登録された情報は長期にわたって安全に管理されます。

システムに登録・蓄積された情報は、パソコンやスマホを使って技能者、事業者それぞれの立場で閲覧利用が可能です。資格の追加や住所の変更なども可能です。技能者本人は、それまでに蓄積された情報をいつでも閲覧でき、自らの経歴等の確認、証明に活用できます。

閲覧できる情報一例

- ●生年月日
- ●職種
- ●就業履歴
- ●社会保険加入状況
- ●保有資格

〈ログイン画面（イメージ）〉

ログイン後

〈閲覧画面（イメージ）〉

システムが生み出す効果

- ●**技能や経験の確認や証明の簡素化**
  取得した資格やこれまでの経歴を簡易に確認・証明できます
- ●**建退共証紙の貼付状況の容易な確認**
  就業履歴を活用して、建退共証紙の貼付状況の確認が容易になります

国土交通省においてシステムを活用した技能者の処遇改善策について検討しています

技能者を評価する枠組み

システムに蓄積される

- ●保有資格
- ●就業履歴など

これらを活用して評価

評価基準に合わせて色分けされたカードを交付

レベル分け、カードのカラーは白、青、シルバー、ゴールド
運用開始から当面は白と登録基幹技能者のゴールドのみ

技能者を雇用する事業者の施工能力の見える化を進める枠組み

- ●所属する技能者の人数・評価
- ●表彰、工事実績、建機保有状況
- ●社会保険などへの加入状況
- ●人材確保・育成
- ●経営状況　など

事業者向け

技能者向け

情報の活用